『アテナ平和』会議室及び地域交流スペース利用についてのお願い

・ 会議室の利用時間は原則１０時から１６時までとします。利用時間は２時間単位とし、利用料は頂きませんが、光熱水費として下記の料金を徴収させていただきます。公的な使用若しくはそれに準ずる場合においては無料(割引)使用申請書を提出していただき、割引等の特別処置を講じさせていただく場合があります。

	第１会議室	第２会議室	第３会議室	第２・第３	第１・第２・第３
～２時間	３００円	１５０円	１５０円	３００円	５００円
～４時間	６００円	３００円	３００円	６００円	１０００円
～６時間	９００円	４５０円	４５０円	９００円	１５００円

・ 会議室内での持ち込み飲食等は原則認めておりません。館内の自販機及び喫茶室をご利用ください。
・ 領収書は発行いたしますので、職員の方まで申し出てください。
・ 地域交流スペースの利用も原則的には変わりません。利用料は頂きませんが、光熱水費として下記の料金を徴収させていただきます。公的な使用若しくはそれに準ずる場合においては無料(割引)使用申請書を提出していただき、割引等の特別処置を講じさせていただく場合があります。

	交流スペース
～２時間	５００円
～４時間	１０００円
～６時間	１５００円

・ 喫茶室及びギャラリースペースを会議室としての貸し出しは出来ません。
・ 会議室の机等の配置は利用される団体で各自お願いいたします。使用後は元の状態に戻していただき、電気、エアコン等の最終確認をお願いいたします。
・ 備品等の損傷があった場合は、実費弁済していただきます。
・ エレベーターに関しては、責任者の方に操作手順を説明いたします。2 階から４階に関しては利用者の方のプライベート空間ですので、絶対に操作しないでください。また、利用者(アテナ平和)の方も居られますので操作に関しては安全確認を徹底していただくようお願いいたします。

◆使用許可にあたっての条件

（１）「使用許可の取消し」による使用許可の取り消しを了承すること。
（２）会議室使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
（３）会議室において、次のような行為をしないこと。また、参加者に同様の行為をさせないこと。

ア　火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
イ　寄付金の募集又は飲食物その他の物品の販売もしくは陳列をすること。
ウ　建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
エ　歌舞音曲その他の騒音を発すること。
オ　他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
カ　その他管理上支障があると認められる行為をすること。

◆使用許可の取り消し

次の場合には使用許可を取り消します。

（１）業務上使用する必要が生じたとき。
（２）この要綱の規定に違反したとき。
（３）許可された使用目的に違反したとき。
（４）「使用許可にあたっての条件」（１）以外の使用許可の条件に違反したとき。
（５）公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだす恐れのあるとき。
（６）工事その他の管理上やむを得ない事由が生じたとき。

◆貸し出しできない場合

次のいずれかに該当する場合は、貸し出すことができません。

・営利（宣伝、勧誘、物品等の展示、販売等）を目的とするもの
・寄付金の募集その他これらに類することを目的とするもの
・近隣および他の利用者に迷惑を及ぼす恐れのあるもの
・飲食を主な目的とするもの
・火器および危険物を使用するもの
・過去において、不正な手段で施設を使用したことがある者が使用する場合
　その他施設が不適当と判断するもの

◆その他

・駐車場の確保はできませんので、公共の交通機関を使ってお越し下さい。
・会議室の机、椅子などの配置、後片付けは借受者側で行っていただきます
・湯茶等のサービス、提供はできません。
・飲食は原則禁止となっておりますが、飲食を希望される場合は事前にご相談ください。
・館内は禁煙です。喫煙を希望される方は職員まで申し出てください。
・ゴミはお持ち帰りください。

詳細は障害者支援施設『アテナ平和』（０６－６６２９－２０６２）までお問い合わせください。